

## 第4章 プランの推進管理

### 1 推進体制

プランを推進し、目標を達成していくためには、町の関係部署の連携により全庁的な推進を図るとともに、町民の男女共同参画に対する理解を深め、関係機関と連携して施策を推進することが必要です。このため、町民、各種団体、事業者などと協力・連携してプランを推進する体制の整備を図ります。

#### (1) 庁内推進体制の充実

職員各自が男女共同参画の視点を持ち、それぞれの業務に当たることができるよう、各種研修や情報の提供を行い、庁内における男女共同参画意識の啓発を図るとともに、関係部署の横断的な連携を図り、各施策の全庁的な推進を図ります。

#### (2) 国、北海道、他自治体などとの連携

国や北海道と連携、協力し、効果的に施策を進めるとともに、他自治体や男女共同参画に関して自主的な取り組みを行っている団体などとの連携を図ります。

#### (3) 町民等による推進体制の整備

プランの推進に当たっては、町民をはじめ町内会などの各種団体や事業者などの理解と協力が必要なため、男女共同参画についての意識啓発や学習機会の提供を行い、理解の促進を図りながら、町と連携した推進体制の整備に努めます。

### 2 進捗管理

#### (1) 住民意識調査の実施

プランの推進に伴い、町民の男女共同参画に対する意識がどのように変化したかを把握し、比較・検証するため、定期的に住民意識調査を実施します。

#### (2) プランの進捗管理

プランに基づく施策の進捗管理については、毎年度実施する行政評価と合わせて進捗状況を把握し検証します。